

三木市吉川地域義務教育学校設置に係  
る基本計画策定業務委託仕様書

令和7年10月

三木市教育委員会

## 第 1 章 総則

### 1 業務名

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本計画策定業務委託

### 2 業務の目的

本市では、令和 3 年度から市内全ての学校において小中一貫教育を導入し、充実した教育環境づくりを目指して検討を重ねてきた。

令和 4 年度の小中一貫教育推進協議会において、特に子どもの人口減少が著しい吉川地域においてモデル校として施設一体型の小中一貫校を設置し、効果検証を重ねながら市内の小中一貫校の整備方針について検討するべきとの意見書が提出された。それを受け、令和 5 年度の総合教育会議において、モデル校として吉川地域に施設一体型小中一貫校を設置することが決定された。

令和 5 年 10 月から「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会」を、令和 6 年 4 月から「吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る教職員部会」を設置し、新たな学校に関する協議を重ね、令和 7 年 8 月に「吉川地域における施設一体型小中一貫校基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定した。

本業務は基本構想を踏まえ、保護者や地域住民、教職員との対話を通じて、三木市及び吉川地域の将来を見据え、吉川地域に設置する施設一体型小中一貫校（義務教育学校）設置に係る基本計画の策定を行うものである。

### 3 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。

### 4 法令等の順守

受注者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

## 5 中立性の義務

受託者は、本業務の遂行にあたり、常に公正かつ中立な立場を保持し、公共の利益を追究するよう努めなければならない。

## 6 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得たすべての情報を第三者に漏らしてはならない。

## 7 業務の着手

受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。また、着手に際して次の書類を本市へ提出するものとする。

- ア 業務着手届
- イ 業務計画書
- ウ 業務工程表

## 8 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料で、本市が保有しているものは必要に応じて受注者に貸与する。ただし、貸与を受けた資料については、本業務完了とともに速やかに返却するものとする。

## 9 業務管理

- ・受託者は、専門的な知識を必要とする業務については十分な経験を有する技術者を配置し、業務を遂行するものとする。
- ・管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- ・受託者は、事前に発注者と十分な協議を行い、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で本業務の遂行にあたること。
- ・受注者は、業務工程に変更が生じた場合は、変更した業務工程表を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- ・受注者は、保護者や地域住民、教職員等の対応業務の遂行においては誠意を持って対応すること。
- ・管理技術者又は担当技術者が発注者の指示に従わないとき又は作業に不相当と認めるときは、交代を命じる時がある。この場

合、受注者は直ちに必要な措置を取らなければならない。

#### 10 議事録の作成

受託者は、打合せ及び協議等の都度、その内容に対する議事録を作成の上、速やかに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

#### 11 疑義の解決

受託者は、業務の遂行上疑義が生じた場合は、適宜発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

#### 12 事故報告

受注者は、業務遂行中に事故が発生した場合は、直ちに必要な処置を講ずると共に、事故発生の原因、経過及び事故による影響等について、発注者に報告しなければならない。

#### 13 業務の完了

受託者は、業務完了に際して次の書類を発注者へ提出するものとする。

- ア 業務完了届
- イ 納品書
- ウ 請求書

#### 14 その他

- ・受託者は、本仕様書に明記していない事項であっても、技術上当然必要な事項については、必要に応じて発注者と協議し、良心的に責任をもって処理すること。
- ・受注者は、本業務の目的を鑑み、業務完了時点で、予算の範囲内において最高の成果物が提供できるよう努めるとともに、発注者の協力が必要な場合は速やかに申し出ること。

## 第2章 業務内容及び成果品

### 1 業務内容

#### (1) 基本条件の整理

基本構想ができるまでの経緯、吉川小学校及び吉川中学校の状況、上位計画と関連計画、敷地の状況、計画に必要な調査や許認可等の整理。

上位計画・関連計画
ア 三木市総合計画
イ 三木市創生計画人口ビジョン・総合戦略
ウ 三木市公共施設等総合管理計画
エ 三木市教育大綱
オ 三木市教育振興基本計画
カ 三木市こども計画
キ 三木市環境総合計画
ク 三木市地域防災計画

#### (2) 基本構想で示す「5つの学校の整備方針」を実現するためのエリアや施設設備、機能の検討。

基本構想で示す「5つの学校の整備方針」
ア 学びが広がる学校環境
イ 快適で利便性の高い学校環境
ウ 地域への愛着と誇りを感じる学校環境
エ 安心・安全な施設環境
オ 自然環境に配慮した学校施設

#### (3) 保護者や地域住民、教職員の意見聴取

- ・保護者、地域住民向けワークショップ（2回程度）
- ・教職員向けワークショップ（2回程度）
- ・その他必要な意見聴取

#### (4) 地域又は庁内会議への参加と説明

(5) 基本計画書等の作成

- ・基本構想の反映
- ・関係者の意見聴取結果とその反映
- ・必要諸室の整理
- ・敷地利用パターンの比較検討及びゾーニングの検討
- ・概算工事費の算出
- ・ライフサイクルコスト縮減や市の財政負担軽減策の検討
- ・設計・施工スケジュール
- ・今後の課題の整理

(6) 施設配置計画図（駐車場等外構計画を含む。）の作成

(7) その他基本計画策定に必要な業務

2 成果品

受注者は、成果品として下記資料を発注者に提出すること。

①	基本計画書	A4 版カラー簡易製本 10 部
②	基本計画書概要版	A3 版カラー 30 部
③	検討経緯や打合せ等の資料と記録	A4 版簡易製本 3 部
④	施設配置計画図	A3 版カラー 3 部
⑤	上記データ一式	